

令和3年



とまり

# 議会だより



節分 豆まき (2月2日:とまり保育所・子育て支援センター)

No.179

令和3年3月 発行

発行/泊村議会 責任者/議長 宇留間文宣

〒045-0202

北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191-7

TEL 0135-75-3451

令和  
2年

# 第4回 定例会

会期 12月7日～9日

令和2年第4回泊村議会定例会は、去る12月7日に招集され、会期を9日までの3日間と定め、開会日の7日は、議長の諸般の報告と村長から第3回定例会以降の行政報告、教育長から教育行政報告が行われた後、専決処分7件の承認と議案1件を審議採決し、その他の議案7件について提案理由の説明を受けました。

9日は、一般質問が行われた後、議案7件の審議採決と追加議案1件の提案理由を聴取後、審議採決をし、全日程を終了し、閉会しました。

## 行政報告

高橋 村長

令和元年度後志広域連合各会計の歳入歳出決算について

後志広域連合の一般会計の令和元年度決算額は、歳入総額157,586,554円から歳出総額154,303,168円を差し引きまして、差引総額3,283,386円となり、翌年度へ繰越しとなります。

国民健康保険事業特別会計の決算額は、歳入総額7,498,155,020円、歳出総額7,328,521,349円、差引総額169,633,671円となり、翌年度へ繰越しとなります。

介護保険事業特別会計の決算額は、歳入総額6,463,241,541円、歳出総額6,284,512,962円、差引総額178,728,579円

円となり、翌年度へ繰越しとなります。こちらについては、令和2年11月5日開催の第2回後志広域連合議会定例会で認定済みであります。

令和元年度岩内・寿都地方消防組合の歳入歳出決算について

岩内・寿都地方消防組合の令和元年度会計決算額は、歳入総額1,553,814,233円、歳出総額1,518,719,025円、差引総額35,095,208円となり、翌年度へ繰越しとなります。

こちらについては、令和2年9月28日開催の第2回岩内・寿都地方消防組合議会定例会で認定済みであります。

令和元年度岩内地方衛生組合の歳入歳出決算について

岩内地方衛生組合の令和元年度会計

決算額は、歳入総額443,556,696円、歳出総額399,896,807円、差引総額43,659,889円となり、翌年度へ繰越しとなります。

こちらについては、令和2年9月28日開催の第2回岩内地方衛生組合議会定例会で認定済みであります。

令和2年度泊村原子力防災訓練の実施結果について

今年の原子力防災訓練につきましては、住民と職員延べ80人が参加致しました。訓練内容につきましては、新型コロナウイルスの流行下の中で、避難先も代替施設である札幌市のシャトーレーゼガトーキングダム札幌に広域避難訓練を実施し、移動中のバスや受入先でのコロナ禍における感染予防対策を講じ、原子力防災対策の一層の充実を図りました。

また、国・北海道・関係町村等をテレビ会議システムで繋ぎ、災害対策本部の運営を行う意思決定訓練も実施したところであり、併せてオフサイトセンターに設置された現地本部に副村長及び職員を派遣し、当日付与される訓練想定に従ったブライント訓練にも参加を致しました。

今回の訓練の検証を進め、道をはじめとする関係機関と次回の訓練に向けての改善点等を反映できるよう意見交

換や協議をし、より良い訓練になるよう努めてまいります。

また、今後におきましても、訓練を重ね、防災意識の高揚と防災対策に関する理解促進に一層取り組んでまいります。

### 泊村地域応援券交付事業について

村の独自の緊急経済対策として、村内の商店等で使用できる地域応援券を1世帯につき3万円を交付する事業につきまして、使用期限が11月30日で終了致しました。

換金業務については、泊村ムーコンチケット組合にお願いをしております、交付金額26,400千円に対して、12月4日現在、換金済額は26,244千円で、換金率99.41%でありました。

この事業が、新型コロナウイルス感染症対策における村民の皆様の負担軽減、そして、村内商工業の一助になったと考えているところであります。

### 令和2年度消費活性化事業について

#### (冬季プレミアム商品券発行事業)

北海道によるプレミアム付き商品券発行支援事業を活用しながら11月1日から販売をしているところであります。が、11月30日現在、村内分6200セツ

トのうち、販売数が5339セツで、86.37%の販売率であります。

また、村外分100セツにつきましては、11月18日に完売となっておりまして、

換金率については、村内販売金額の69,407千円に対して、換金済額が26,062千円で、37.55%の換金率であります。

村外分は、販売額1,300千円に対して589千円が換金済みでありまして、45.31%の換金率であります。

しかしながら、まだ村内分約860セツが売れ残っている状況から、更なる住民周知等を図って、完売を目指してまいります。

この事業により、プレミアム分お得に商品やサービスの購入が可能となり、消費者の購買意欲を刺激するとともに、新型コロナウイルスにより影響を受けた村内商店等においても一定の経済効果があると考えております。

今後も、今回の販売状況を見ながら、引き続き泊村商工会と検証・協議をしながら、来年度以降の販売について更なる検討をしてまいります。

### とまり循環バス実証運行事業について

12月1日から1月31日までの土曜・日曜・祝日、そして、年末年始の12月31日から1月3日までを除く平日のみ41日間、1日5便を運行すべく、12月

1日より実証運行が開始されております。

12月1日から4日までの4日間の乗車人数は60名となっております。

1月31日までの実証運行の結果を踏まえ、また利用者の方々のご意見を伺いながら、来年4月から本格運行ができるかを議員の皆様ともご相談させていただきながら、検討をしております。

## 教育行政報告

### 高山教育長

#### 学校教育関係

##### 【学校行事】

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、1学期は学校行事を実施できませんでした。

9月19日に、泊小学校運動会が開催されました。

秋の青空の下で一生懸命に練習や準備をしてきた成果を元気づけに披露してまいりました。

10月30日には、泊中学校文化祭が開催されました。

今年度は、伝統の「よさこい」と合唱に絞って実施されました。

11月21日に、泊小学校学習発表会が開催されました。

今年度は、各学級の演目を一つに絞り、劇中心の発表となりました。

また、家庭の入場制限を4名までとさせていただき、学年毎の入れ替え性となりました。

#### 社会教育関係

11月1日から3日まで、泊村公民館で第34回の泊村公民館まつりを実施致しました。

小中学生及び一般の方の絵や書・菊の花・短歌・エコクラフト・手芸品等200点あまりが展示され、訪れた方々の目を楽しませてまいりました。

例年実施しております、村内の小学6年生を対象に、夏休み期間に姉妹町の愛媛県伊方町を訪問する「子供親善大使」事業については、新型コロナウイルス感染症拡大のため夏休みが短縮されたことにより実施することができませんでした。

教育委員会としては、年度内の感染縮小に期待をして冬休みに向けて再度計画を立案致しましたが、現地の小学校6年生との交流会が実施困難であること、事前に開催した保護者への説明会で感染への不安感が多数寄せられたこと、さらに、秋口から全国の感染者が増加傾向を示し、実施した際の参加

者の安全確保が困難であることを踏まえ、非常に残念ではありますが、今年度は中止することと決定し、保護者と6年生児童に通知を致しました。

泊中学校3年生の進路希望状況

来春、泊中学校を卒業される11名の12月7日現在の進路希望状況については、公立高校では、岩内高校に5名、小樽市の高校に1名、苫小牧市の高等専門学校に1名、私立高校では、小樽市に1名、札幌市に1名、特別支援学級では、小樽高等支援1名、札幌高等養護1名となっております。自分の進路をしっかりと見定め、希望通りの進学できるように、ご祈念申し上げます。

社会教育施設の利用状況(11月末現在)

【とまりアイスセンター】

利用者数 7, 353名  
前年度対比 6, 471名減

【練御殿とまり】

入館者数 1, 458名  
前年度対比 1, 559名減

【とまりカブトラインパーク】

利用者数 1, 824名  
前年度対比 1, 010名減

審議した議案

報告

専決処分

専決処分の承認を求めることについて(泊村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)……………原案承認  
(泊村特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)……………原案承認  
(泊村特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)……………原案承認  
(泊村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例)……………原案承認  
以上3件は、令和2年10月7日の国家公務員に対する期末手当及び勤勉手当の改定に係る人事院からの勧告内容を準拠し、一般職の職員及び特別職員並びに議会議員の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げ4.45月分とするなどについて、令和2年12月期の期末手当から適用させることから、12月1日の基準日前の条例改正が必要なため、令和2年11月25日にそれぞれの条例を専決処分したものです。

専決処分の承認を求めることについて(泊村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)……………原案承認  
フルタイム会計年度任用職員の期末手当についても、一般職の職員に準じて支給月数を0.05月分引き下げることにしましたが、会計年度任用職員の任用時の勤務条件通知書の期末手当についての記述等を鑑み、来年度から適用させることにしましたが、職員の給与に関する条例の一部改正との関係から、令和2年11月25日に条例を専決処分したものです。

専決処分の承認を求めることについて(令和2年度古宇郡泊村一般会計補正予算(第8号))……………原案承認  
専決処分の承認を求めることについて(令和2年度古宇郡泊村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号))……………原案承認

専決処分の承認を求めることについて(令和2年度古宇郡泊村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号))……………原案承認  
以上3件は、国家公務員に対する期末手当及び勤勉手当の改定に係る人事院からの勧告内容を準拠し、一般職の職員及び特別職員並びに議会議員の期末手当の支給月数の引き下げと人事異動に伴う人件費に係る補正予算について、条例の改正と併せて、令和2年11月25日に条例を専決処分したことから

専決処分したものです。

指定管理の指定

泊村立茅沼診療所の指定管理について……………原案可決

泊村立茅沼診療所の管理に関する業務については、手稲溪仁会病院を指定管理者に指定し、平成30年4月1日から令和3年3月31日までを指定管理期間とし、管理に関する基本協定と年度毎に年度協定を締結し運営がされておりますが、令和3年3月31日をもって指定管理期間が満了することから、改めて令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間を指定管理期間として、手稲溪仁会病院を指定管理者に指定することに、満場一致で可決されました。

1. 施設名 泊村立茅沼診療所
2. 指定管理者 札幌市手稲区前田1条12丁目 1-40 医療法人溪仁会 手稲溪仁会病院 理事長 田 中 繁 道
3. 指定の期間 令和3年4月1日～ 令和6年3月31日

条例改正・制定

泊村議会議員及び泊村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について……………原案可決

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、令和2年12月12日から施行されるに伴い、町村議会議員及び町村長選挙における選挙運動用自動車の使用と選挙運動用ポスター・ビラの作成費用を選挙公営の対象とする条例の制定です。

泊村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について…原案可決  
働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行及び人事院規則の改正を踏まえ、職員の時間外勤務及び休日勤務に関する上限時間等について必要な事項を定めるための条例の改正です。

泊村国民健康保険条例の一部改正について……………原案可決  
令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に關して意図せざる影響や不利益が生じないように、被保険者に係る所得等について所要の見直しに伴う条例の改正です。

泊村後期高齢者医療に関する条例の一部改正について……………原案可決  
地方税法の一部改正により、地方税の延滞金に掛かる割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改められることに伴う条例の改正です。

補正予算

令和2年度古宇郡泊村一般会計補正予算(第9号)……………原案可決  
歳入歳出それぞれ101,100千円を増額補正し、総額4,222,400千円としました。

【歳入の主なもの】  
・電源立地地域対策交付金 100,000,000円増  
・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 2,365,000円増

【歳出の主なもの】  
・公共用施設維持修繕・維持補修基金積立金 100,000,000円増  
・新型コロナウイルス予防接種対応システム改修委託料 2,365,000円増

令和2年度古宇郡泊村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)……………原案可決  
歳入歳出それぞれ2,000千円を増額補正し、総額46,140千円としました。

【歳入の主なもの】  
・一般会計繰入金 2,000,000円増  
【歳出の主なもの】  
・事務処理標準システム改修作業委託料 253,000円増  
・後志広域連合分賦金(医療給付費) 1,658,000円増

令和2年度古宇郡泊村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)……………原案可決  
歳入歳出それぞれ83千円を増額補正し、総額31,526千円としました。

【歳入の主なもの】  
・一般会計繰入金 北海道自治体情報システム協議会負担金(高齢者医療制度見直し等改修事業) 67,000円増

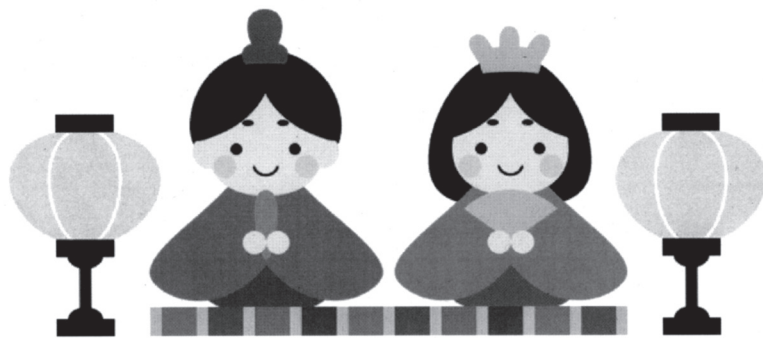
【歳出の主なもの】  
・北海道自治体情報システム協議会負担金(高齢者医療制度見直し等改修事業) 67,000円増

追加議案

補正予算

令和2年度古宇郡泊村一般会計補正予算(第10号)……………原案可決  
歳入歳出それぞれ302,260千

円を増額補正し、総額4,524,660千円としました。  
【歳入】  
・漁業活性化推進基金繰入金 302,260,000円増  
【歳出】  
・漁業経営経済対策支援事業補助金 238,730,000円増  
・漁業共済会共済金給付事業補助金 63,530,000円増



# 一般質問

飯田 有二 議員

□ 循環バス実証運行に係わる  
住民の声について

滝本 一訓 議員

□ 役場職員の仕事の仕方について

## 飯田 有二 議員

### 循環バス実証運行に係わる住民の声について



おはようございます。  
2番 飯田 有二です。  
宜しく願います。  
質問に入ります。

12月1日より循環バス実証運行が始まりました。

住民の関心が高いのか、早速質問や問合せがありました。

一つ目は、第1・第2地域と白別地域の一部の人が、路線バスに乗るのに、坂道を登るのが困難になって来たので、循環バスを利用して、国道のバ

ス停に行きたいのですが、宜しいのでしょうか。また、路線バスの時刻に少しでも接続が良くなってくれたら大変助かりますとのこと。

二つ目は、村道の白別高齢者住宅入口から、照岸・糸泊地区集会所までの各停留所に待合所がないため、この時期、循環バスを待っているのが大変とのこと、現場の村道を見て回りましたが、雪も降ったこともあり、本当にこれなら待つてるのが大変だと実感しました。

参考までに、6ヶ所ある停留所のうち、3ヶ所は各集会所、あと3ヶ所のうち一つは、周辺の土地を貸してくれるそうです。

それと、玄関フードの中にも、待機してても構わないですよという了解も得ております。

あとの2ヶ所については、玄関フード内にて待機できるように依頼しました。

これは、あくまでも第3地域会の協力ということでお願いしております。

また、3日に体験乗車をして来まして、

利用してる人は少なかったですが、何人かの人に意見を聞いてみたら、本当に助かりますと感謝しております。

今、実証運行が始まったばかりですが、多くの人が利用して、様々な声を村政に届けて、総括の時に検討し、今後の運行に活かしていただきたいと願っております。

今はまだ検討中だと思いますが、村長の考えを答えられる範囲内で宜しいのですが聞かせて下さい。  
以上です。

## 高橋 村長

おはようございます。

それでは、飯田議員のご質問にお答え致します。

ご承知のとおり、12月1日から村内循環バスの実証運行が開始され、12月8日現在で89名の方が利用されております。

実証運行には、住民の皆さんの利用形態やご意見を伺うために職員をバスに乗車させて、実証運行期間中に検討材料をより多く収集するため、ご意見やデータをとっているところでありました。

ただ今、ご質問の中で、縷々、住民の皆さんから寄せられた声を伺いました。

これらの住民の皆さんの声は、貴重なご意見として承り、実証期間終了後に検討するご意見として取り扱わせていただきます。

現在は、実証運行期間であり、1月末の実証期間終了後に、いろいろと実証期間のデータや住民の皆さんの声など、議会にもご相談しながら、本格運行できるのか、また、住民の皆さんの声を反映させた時の運航形態、費用等諸々検討をしながら、総合的に判断をしてまいります。

それには、住民の皆さんに、多くご利用をいただいで、多くのご意見を伺った中で、検討してまいりたいと考えておりますので、宜しく願います。

飯田有二議員(再質問)

たくさんの方が利用して、多くの意見を収集するように、今後の運営に、その声を活かして進めてくれると助かると思います。

宜しくお願ひします。  
以上で終わります。



寄付行為の禁止

議員は、選挙区内の方にお金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されており、有権者が求めてもいけません。

ご理解をお願いします。

滝本 一訓 議員

役場職員の仕事の仕方について



皆さん、おはようございます。役場職員の仕事の仕方について、一般質問しますので、宜しくお願ひを申し上げます。

5月の25日に、村内の人から電話があり、村の放送がなにも聞こえないとのことであったと。

私は、企画振興課に電話をして、有線放送に不具合があり、役場ではわかっていた。

それならず村民にすぐ知らせるべきだと抗議をしました。

役場では、すぐ放送をしたと。こういう仕事の仕方ではだめだと思えますが、村長どう思いますか。

私は、はやくから、泊の放送の仕方を変えるべきだと言ってきました。

共和町の放送を聞いてみると心がほっとします。あたたまりも感じます。そういう放送にかえるべきだと思いますが、村長どう思いますか。

保健福祉課長に弁当のことで、何人の人が弁当をとっているか、1年にどの位のお金を使っているかお願ひしたら、上のものにいわれているからと

いつておしえてもらえなかつたと。上のものとの話だが、だれがそういう指示をしているのか。村長に、教えてもらいたいと思ひます。

高橋 村長

それでは、滝本議員のご質問にお答え致します。

5月25日の有線放送の不具合につきまして、村民の皆様は大変ご不便をお掛けしたところであります。

当時、滝本議員からもお電話をいただきましたが、その時点で、他の村民の方よりご連絡をいただいております。村としても、不具合の事象を把握しており、業者を呼んで故障原因の特定作業等を行っており、併せて復旧作業等も試みておりましたが、途中経過で第一報を住民の皆様にお知らせしたところであり、その後、機器の故障が判明したことから、早急に部品を発注し、対応したところであり、決して滝本議員

から連絡があつたから対応した訳では  
ありません。

また、他町村の告知放送の件であり  
ますが、私は、他町村の告知放送を聞  
いたことがありませんので、お答えで  
きませんが、仮に、放送の仕方を変え  
るべきだと言われるのであれば、何を  
どのように具体的に変えるのかをご提  
案していただきたいと思います。と思つておりま  
す。

また、現在の放送については、多く  
の住民の方々から聞きやすいなどの概  
ね好評であると認識をしております。  
最後に、配食サービスの経費等のご  
質問ではありますが、調査権に類するお  
尋ねでありましたので、法に規定され  
ているとおり対応をさせていただいた  
ところであります。  
以上です。

**滝本一訓議員(再質問)**

今、村長さんの回答をもらつたんで  
すけども、滝本から言われたから、そ  
ういうこと流したんでないと言ってく  
れども、実際には私が指摘してすぐ流し  
たつていろいろこれは事実です。

私に寄せられた話の中で、原発を抱  
えている村として、何かあつた場合、  
放送は大事な仕事なのだから、不具合  
があつたら村民にすぐ知らせ、すぐそ  
れなりの対応をすべきだと。

このような仕事の仕方では、安心で

きないという話が村民からありまし  
た。

村長は、どう思いますか。  
私は、村会議員になる前から、放送  
の仕方をかえるべきだと言つてきまし  
た。

その当時、企画振興課に放送に携  
わつている全員と話し合いをしまし  
た。いくら話をしても、変わりません  
でした。村長、どう思いますか。

保健福祉課長に、弁当のことでお願  
いしたのに、上のものから言われて  
るつていつて、おしえてもらえなかつ  
たと。

私は、岩内・共和・神恵内・島牧・  
積丹町・京極町のそれぞれの役場を訪  
ねて、聞きたいことをおしえてくれる  
のに、自分の住んでいる泊村は、どう  
なつているのでしようか。

私は、今の述べた役場に行つて話を  
してお願ひしたこともすぐ答えられな  
いば、それぞれの役場が、ちゃんと2  
〜3日したら、手紙でちゃんと回答し  
てくれると。

積丹町にも、入浴施設のことで行つ  
たんですけれども、その課長さんが、  
全部建てた時から、入つてる人数から、  
それから、どういふふうにして赤字に  
なつてゐるのかつていふのまで全部書類  
くれるんですね。

よその村が、これだけ村民の人に、  
私お願いしたら答えてくれるのに、泊  
村は本当にどうなつていふのでしよ  
うか。村長、どう思いますか。

**高橋村長**

それでは、お答え致します。  
何かあつたらすぐ放送できる体制に  
ならなければならぬ。  
常日頃から、そのようなことでやつ  
ております。

たまたまこの有線放送の時もです  
ね、滝本議員さんが電話いただきました  
けれども、その前に、いろいろ業者等  
調査させてやつてます。

ただ聞かえないというだけでなく  
て、原因だとかすぐ直るのかどうか調  
べた上でね、住民の方に正確な情報を  
流すというのが行政の務めだと思いま  
すので、これからも、そのような対応  
で行きたいと思つております。

それで、有線放送の件、「今までも  
言つて来たが何も変わらない」と。  
後でも宜しいですんで、何をね、ど  
のように変えればいいのか、滝本議員さ  
んから、しつかりとご提案いただけれ  
ば、幸いかなと思つております。

最後に、調査権、「聞いても教えて  
くれない」ということでありますが、  
議会議員の資料請求権と調査権は、議  
会には認められておりますが、議員個  
人には認められておりません。

また、他町村の状況を今おつしやら  
れましたけれども、そのような情報を開  
示すれば、その町村の善意で教えたとい  
う解釈になります。

したがいまして、議会を通じて、そ  
ういう調査をしたいというのであれ  
ば、村は、それは、そのルールに基づ  
いてお答えします。

ただ、議員個人には、そういうよう  
な権限は認められておりませんので、  
ここは強く申し上げたいと思います。

また私は、職員に、議会とはお互い  
しつかりルールを守つた中で、建設的  
な議論をして行かなければならないこ  
とから、法に基づいた対応をするよう  
に指示をしております。

これからも、このような姿勢で、議  
会と行政が車の両輪となつて、村民の  
皆様の幸せのために、一生懸命努力し  
てまいります。

更には、職員の意識改革を進めなが  
ら、全職員一丸となつて頑張つてまい  
りたいと考えております。  
以上です。

**滝本一訓議員(再々質問)**

今、村長さんの回答の中でね、放送  
の仕方、これから、私に話して、こう  
いうことを変えればいんでないかと  
いうことを話聞かつていふことなんで  
すけれども、私、やっぱり、山麓方面  
の放送も聞きに行つて来たんですよ  
ね。

やはり、やっぱり、共和町の放送も  
すごくいいつていふのは、共和町つて  
いふのは、やっぱり、私の家内の実家



## とまり議会だより

が共和町なもんだから、もうばんく聞いてあったもんだから、すごくいいなっていう感じてただけでも、やっぱり、上を見れば、上も、また山麓方面あるいても、もうすごくいいっていうのを感じました。

それから、今の議会の方の調査権だとかかなんとかっていう議員さんの話してましたけどね、なにも弁当の数を聞くのに、わざわざそういうことを調査権だとか、議会だとかって、そんな問題でないと私思うんですね。

それでね、私感じてることはね、最後の質問ですけれどもね、私は、泊村の役場の仕事の仕方を見てみると、役場あつての村民があるような仕事をしているように見えます。

村民あつての役場だと私は思いますが、村長並び職員は、仕事の緊張感を持った仕事してもらいたいと思いません。

役場も、村民も、村政に対して、もつと外に目を向け、いいことは大いに取り上げていくべきだと思います。

以上で、最後の私の質問になりますので、村長の回答、お話をいただいで、それで終わりにしたいと思います。

### 高橋村長

それでは、お答え致します。

調査権、弁当の数だとか、そういうご質問であります、あくまで法に基

づいてやっておりますので、それで、配食サービスの関係は、以前から、滝本議員、一般質問でね、取り上げられておられましたんで、地方議会事務提要求の中でも、一般質問するにあたり、その必要とする資料の提出だとかは求めることができるかという答えに対しては、先程言いましたとおり、議会議員個人には、調査権ありませんので、村側としては、それに応ずる法律上の義務はないと、このように書かれておりますので、そのように対応させていただきます。いただいたままであります。

したがって、しっかりと、こうルールを守った中でね、いろいろ議論をしていくのが大切かなとこのように思っております。

あと村民あつての役場、私就任してから、職員には常々住民本位、住民目線でやるようにと、職員は、村民の皆さんのために働いているんだという、こういう基本理念のもとにですね、いろいろ職員にも指導してまいりました。

ただ、実際、人数も多ございますから、全部が全部そうなるかと言ったら、まだそうにはなっておりません。

だから、そこあたり辺、意識改革を含めてですね、なるべく出来るだけ、この村民の皆さんのためにということ、住民目線で仕事していくように、今後、全職員一丸となって頑張つてまいりたいなと思っておりますので、宜しくお願い致します。

### 滝本一訓議員

議長、これで終わります。

## 議会を傍聴してみませんか

### 手続きは簡単です

住所・氏名・年齢を受付票に記入するだけの簡単な手続きです  
お気軽にどうぞ…

定例会は、3月・6月・9月・12月の年4回です。臨時会は、必要に応じて随時開きます。

◎ 新型コロナウイルス感染防止のため傍聴される場合は、次のことにご協力をお願いします。

- 議場への入場時に出入り口に設置しております消毒液を活用し、手指の消毒をお願いします。
- 議場では、マスクの着用をお願いします。



# 議 会 日 誌

令和2年11月1日～  
令和3年1月31日

11月

- 3日 第55回泊村功労者表彰式  
(宇留間議長出席)
- 4日 総務経済常任委員会  
(全委員出席)
- 6日 例月出納検査  
(沼畑・鎌田監査委員)
- 10日 後志町村議会議長会役員会及び臨時総会  
(俱知安町 宇留間議長出席)
- 13日 第4回臨時会 (滝本議員欠席)  
議会だより編集委員会  
(全委員出席)
- 22日 共和町町政施行50周年記念式典  
(共和町 宇留間議長出席)
- 30日 後志広域連合議会運営委員会  
令和2年第2回後志広域連合議  
会定例会  
(俱知安町 宇留間議長出席)

12月

- 1日 議会運営委員会  
(長尾委員長欠席)
- 5日 岩内町町政施行120周年記念  
式典 (岩内町 宇留間議長出席)
- 4日 例月出納検査  
(沼畑・鎌田監査委員)
- 7日 第4回泊村議定会定例会 (開会)  
(長尾議員欠席)
- 8日 全員協議会 (長尾議員欠席)  
議会運営委員会  
(長尾委員長欠席)
- 9日 第4回泊村議定会定例会 (再開・  
閉会)  
(長尾議員欠席)
- 10日 泊村成人式 (宇留間議長出席)
- 15日 例月出納検査  
(沼畑・鎌田監査委員)

1月

## お 願 い

行事案内など、議長宛の文書は  
議会事務局へお届け願います。



## 編 集 後 記

「議会だより」第179号をお届け  
いたします。

今回は、令和2年第4回定例会につ  
いて編集いたしました。

ぜひご覧になって、村の方針や議会  
活動もご理解を深めていただきたいと  
思います。

また、議会だよりに対するご意見・  
ご要望等がございましたら、遠慮なく  
議会事務局までご連絡下さい。

議会だより編集委員会

宇留間 文 宣  
吉 田 茂 樹  
三 浦 弘 文  
長 尾 透